

公立学校共済組合山口宿泊所宿泊約款

令和7年1月17日改正

(本約款の適用)

第1条

- 1 当施設の締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとする。
- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。

(宿泊引受の拒絶)

第2条

- 1 当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込がこの約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又その構成員であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動したとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (10) 天災、施設の故障その他のやむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が、泥酔、乱暴な言動等により他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (12) 宿泊しようとする者が、未成年者で保護者がいないとき。

(氏名等の明告)

第3条

- 1 当施設は、宿泊日に先立つ宿泊の申込（以下「宿泊予約の申込」という。）をお引き受けした場合には、期限を決めて、その宿泊予約者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
 - (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、電話番号及び職業
 - (2) その他当施設が必要と認めた事項

(予約金)

第4条

- 1 当施設は、宿泊の申込をお引き受けした場合には、期限を決めて、宿泊期間（宿泊期間が3日を越える場合には3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 2 前項の予約金は宿泊料金に充当しますが、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、いずれの場合も残額があれば返還します。

(宿泊客による予約の解除)

第5条

- 1 当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別に定める違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。
- 2 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時（あらかじめ予定到着時刻が明示されてる場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者によって解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものと見なした場合において、宿泊者がその連絡しないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責めに帰すことのできない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

(当施設による予約の解除)

第6条

- 1 当施設は、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - (1) 宿泊予約の申込者が第2条第3号から第12条までに該当することとなったとき
 - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき
 - (3) 第4条第1号の予約金の請求をした場合において、期限までにその支払いがないとき
- 2 当施設は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約について既に収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条

- 1 宿泊者は、宿泊日当日に施設のフロントカウンターにおいて次の事項を当施設に登録してください。
 - (1) 第3条第1項の事項
 - (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
 - (3) 出発日及び時刻
 - (4) その他当施設が必要と認めた事項
- 2 前項の宿泊の登録をもって宿泊契約が締結されたものといたします。

(当施設の契約解除権)

第8条

- 1 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊客が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊客が泥酔等により他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (6) 宿泊客が、暴力団等であるとき。
 - (7) 宿泊客が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
 - (8) 宿泊客が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
 - (9) 宿泊客が、施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (10) 宿泊客が、当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (11) 寝室での寝煙草、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防に限る。）に従わないとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だに受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(チェックアウト)

第9条

- 1 宿泊者が当施設の客室をお空けいただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時とします。
- 2 当施設は前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを越えて正午（13時）まで客室のご使用に応じる場合があります。この場合においては、1時間につき1,000円の追加料金を申し受けます。

(営業時間)

第10条

- 1 当施設の営業時間は、次のとおりでございます。
 - (1) フロント・キャッシャー等のサービス時間
 - ① 門限…………… 0 : 0 0
 - ② フロントサービス…… 6 : 3 0 ~ 2 3 : 0 0
 - (2) 飲食等のサービス時間
 - ① レストラン『カスケード』
 - ・朝食…………… 6 : 3 0 ~ 9 : 3 0 (最終入場 9 : 0 0)
 - ・夕食…………… 1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 (最終入場 1 9 : 3 0)
- ※上記の時間帯は事情により変更することがございます。

(料金の支払い)

第11条

- 1 料金の支払いは、邦貨もしくは当施設と契約があるクレジットカードおよび金券などにより、宿泊者の出発の際、又は当施設が請求したときに、当施設のフロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
- 2 前項の方法を原則とするものの、当施設が契約をする旅行代理店および当施設の支配人が認める団体及び企業においては、利用月の翌月末日までに現金振込による支払いを認めることとする。

(利用規則の遵守)

第12条

- 1 宿泊者は、当施設内において、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第13条

- 1 当施設は、お引き受けした宿泊期間中であっても、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。
 - (1) 宿泊者が第2条第3号から第11号までに該当することとなったとき
 - (2) 宿泊者が前条の利用規則に従わなかったとき

(施設の建設物および諸設備ならびに諸物品の毀損、紛失などに伴う請求)

第14条

- 1 当施設の利用にあたって、宿泊者の過失により施設の建築物および諸設備ならびに諸物品を毀損もしくは紛失した場合は、その修復、修繕、新規購入にかかる経費実費を請求させていただきます。
- 2 当施設より宿泊者に貸与するルームキーを宿泊者が毀損、紛失した場合は、その数量に邦貨5,000円を乗じた価額を請求させていただきます。

(宿泊の責任)

第15条

- 1 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設のフロントカウンターにおいてその宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するために客室を空けたときに終わります。
- 2 現金、貴重品等は、客室内の金庫をお使い頂くか、フロントクロークにお預けください。万一、客室内における紛失、盗難等につきましては責任を負いかねる場合もあります。
- 3 当施設の責めに帰すべき理由より、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんいたします。

以上

利 用 規 則

施設に公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には宿泊約款第12条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第13条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

記

- 1 廊下及び客室内で暖房用、炊事用などの火器などをご使用にならないで下さい。
- 2 廊下及び客室内はすべて禁煙となりますので、喫煙は所定の喫煙所をご使用ください。
- 3 高声放歌や喧騒な行為、その他、他のお客様に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりするような行為はなさないで下さい。
- 4 廊下及び客室内に次のようなものをお持ち込みにならないで下さい。
(1) 動物、鳥類 (2) 著しく悪臭を発するもの (3) 著しく多量な物品
(4) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
(5) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- 5 廊下及び客室内で、賭博及び風紀を乱すような行為をなさないで下さい。
- 6 みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさないで下さい。
- 7 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさないで下さい。
- 8 廊下及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないで下さい。
- 9 客室内の諸物品を施設の外へ持ち出したり、施設内の他の場所に移動したりなさないで下さい。
- 10 施設の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさないで下さい。
- 11 施設の外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないで下さい。
- 12 施設内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさないで下さい。
- 13 廊下やロビーなどに靴や他所持品を放置なさないで下さい。
- 14 施設外から飲食物の出前をおとりにならないで下さい。
- 15 ご宿泊日を変更なさる場合はフロントカウンターへ予めご連絡下さい。
- 16 ご宿泊日数を延長なさる場合は、それまでのお勘定をお支払い下さい。
- 17 お忘れ物等の保管は回収の申し出がない限り、貴重品を1ヶ月、貴重品以外の一般品を2週間までの保管とさせていただきます。

違 約 金 申 し 受 け 規 定

1 個人客（10名未満の場合）

- (1) 宿泊日の前日に宿泊予定を減員、減室、もしくはそのすべてを取消しされた場合、宿泊者1人につきその宿泊予定価格（飲食料を含む）の20%を申し受けます。
- (2) 宿泊日の当日に宿泊予定を減員、減室、もしくはそのすべてを取消しされた場合、宿泊者1人につきその宿泊予定価格（飲食料を含む）の80%を申し受けます。
- (3) 宿泊日の当日に取消しの手続きもなく来館もされなかった場合、宿泊者1人につきその宿泊予定価格（飲食料を含む）の100%を申し受けます。

2 団体客（10名以上の場合）

- (1) 宿泊日の14日前から8日前までに宿泊予定を減員、減室、もしくはそのすべてを取消しされた場合、宿泊者1人につきその宿泊予定価格（飲食料を含む）の20%を申し受けます。
- (2) 宿泊日の7日前から2日前までに宿泊予定を減員、減室、もしくはそのすべてを取消しされた場合、宿泊者1人につきその宿泊予定価格（飲食料を含む）の50%を申し受けます。
- (3) 宿泊日の前日から当日までに宿泊予定を減員、減室、もしくはそのすべてを取消しされた場合、宿泊者1人につきその宿泊予定価格（飲食料を含む）の80%を申し受けます。
- (4) 宿泊日の当日に解除の手続きもなく来館もされなかった場合、宿泊者1人につきその宿泊予定価格（飲食料を含む）の100%を申し受けます。

3 違約金の免除

- (1) 別に定める宿泊約款 第2条により当施設が宿泊引受を拒絶した場合。
- (2) 別に定める宿泊約款 第5条3項に該当する場合。
- (3) 宿泊日の前日までに宿泊日の延期を宿泊者が申し出た場合。但し、延期は1回までしか認めない。
- (4) 不慮の事故、災害、傷病などの事由による取消しで、当施設の支配人が違約金の免除を認めた場合。

旅行代理店を介したご利用や、特定日におけるご利用はこの限りではない。